

教育長	管理課長	課長補佐	係長	主査	係

第1号様式

第 _____ 号

使用許可申請書

広尾町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び規則を遵守し次のとおり使用したいので許可願います。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

広尾町長 田中 靖章 様

申請者 住所
氏名

使用目的					参集予定人員	人
使用日時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()				時 _____ 分	分から 分まで
入場料等の有無	有・無 (_____ 円)	会場使用 責任者	TEL _____			
使用料	円 _____ 免除					
使用施設及び使用備付物件内訳						
時間	使用施設		時間	使用施設		
	第一会議室			和室		
	第二会議室			図書室		
	大ホール					

センター等使用料金表

時間		9 : 00～13 : 00	13 : 00～17 : 00	17 : 00～21 : 00	9 : 00～21 : 00
区分					
ホール	平日	4,000円	4,000円	6,000円	14,000円
	土曜・日曜・祝 祭日	平日の使用料に100分の20を加算する。			
和室		800円	800円	1,200円	2,800円
第1会議室		800円	800円	1,200円	2,800円
第2会議室		800円	800円	1,200円	2,800円

(注1) 上記の金額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額を使用料とする。

(注2) 第1会議室及び第2会議室は、広尾町コミュニティセンターの使用に限る。

備考

- 11月1日から翌年4月30日までの間、暖房料として規定料金に100分の30を加算する。
- 備付物件の使用料及び本表に定める室以外の室を使用する場合の使用料は別に定める。
- 入場料、会費、授業料その他名称のいかんを問わずこれに類するもの（以下「入場料等」という。）でその額（入場料等に段階があるときはその最高額とする。以下同じ。）が300円を超え1,000円以下のものを徴収する場合の使用料は、規定料金に100分の50を加算する。
- 前項の規定にかかわらず、入場料等で1,000円を超えるものを徴収する場合又は営利営業の目的で使用する場合の使用料は、規定料金に100分の100を加算する。
- 町長がセンター等の運営に支障がないと認めたときは、上記の時間区分を超過し、又は繰り上げて使用することができる。この場合の使用料は、超過又は繰上時間1時間につき全日使用の場合の1時間当たりの使用料に100分の30を加算する。
- 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、その使用に係る実費相当額を徴することができる。

第5号様式

使 用 料 減 免 申 請 書

令和 年 月 日

広尾町長 田中 靖章 様

申請者 住 所
氏 名

次の理由により、広尾町コミュニティセンター使用料の減免(免除)を受けたいので申請します。

記

減額(免除)の理由

広尾町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則
第 条 項 号による